

◎設計基本契約方式～方式の概要～

- ◆ 橋梁の耐震補強事業は、一定の期間に同種の設計を集中して実施し設計ストックを確実に確保し、工事を行うことが必要
- ◆ 一方、設計契約手続きなどの発注業務の集中は発注者・競争参加者ともに時間・労力を要す
- ◆ 橋梁の耐震設計成果の確実な確保を円滑に実施するための方策が必要

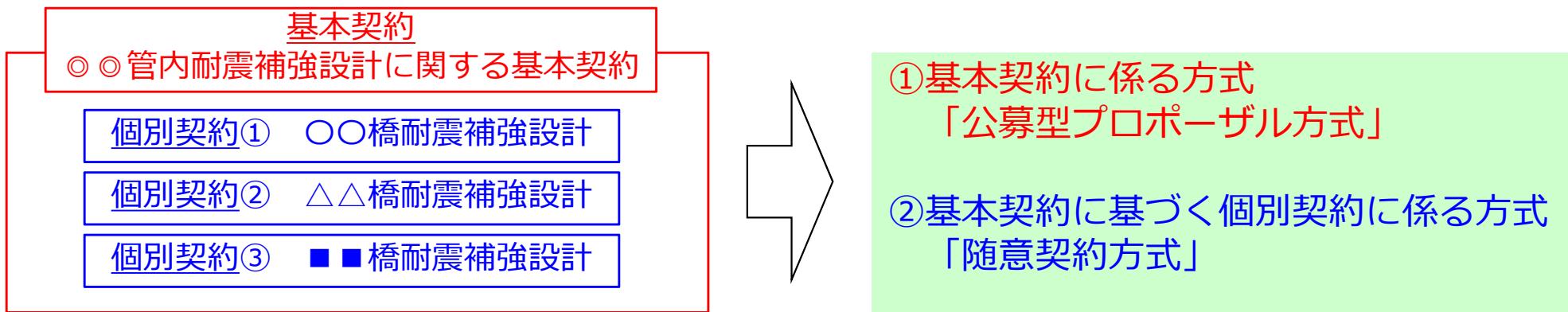


- ◆ 複数の橋梁を一括※して公募型プロポーザル方式に付して競争参加者を募集し評価したうえ設計実施者を特定し「基本契約」を締結し、その後、基本契約に基づく個々の橋梁の耐震補強設計について、受発注者間での履行期間・価格などに関する契約交渉を経て随意契約による「個別契約」を締結する『設計基本契約方式』を導入
※「一括」の単位は、事務所単位・路線単位・区間単位などがあります。
- ◆ 設計基本契約方式の導入により下記効果を期待
 - 橋梁の耐震補強設計の確実な実施及び設計ストックの確保
 - 調達手続きの複数案件を基本契約による一括手続きとなるため、**発注者側は発注手続き・審査・評価等、受注者側は参加表明書や技術提案書の作成等の受発注者双方の負担軽減・入札不調リスク回避** など
- 設計基本契約方式によりNEXCO東日本の橋梁耐震補強事業での設計の確実な履行・成果の確実な確保を目指す

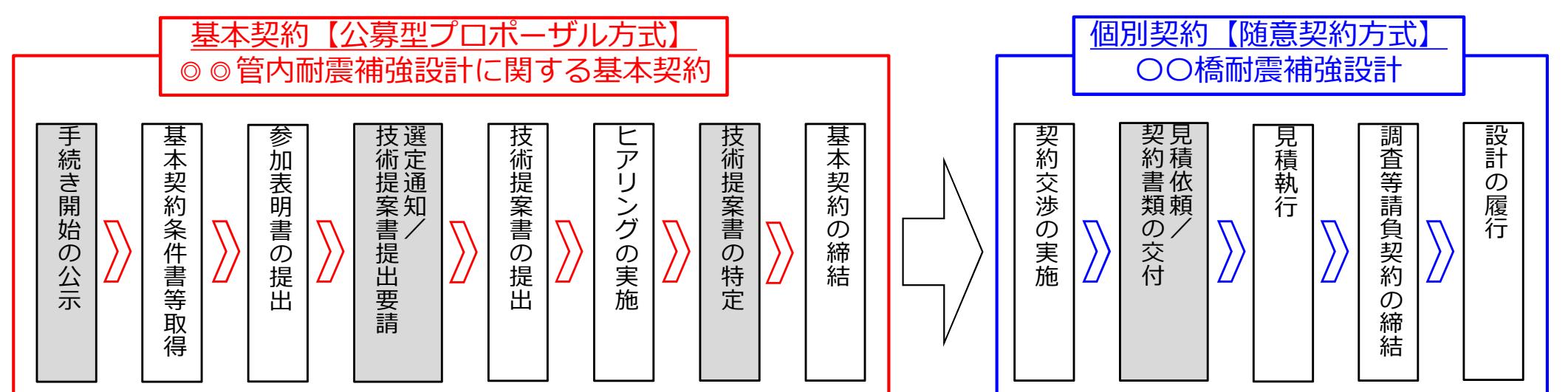
◎設計基本契約方式

～契約方式 及び 手続きの流れ～

契約方式



手続きの流れ



- 基本契約条件書には、個別契約の設計概要・参考業務規模・設計完了希望時期・個別契約時の配置技術者の資格・経験などを示します。
- 選定・特定では、企業の実績・個別契約時の設計体制（企業のバックアップ体制）・設計上の留意事項等の技術提案内容などについて評価します。
※技術者は個別契約締結後に配置されるため、この手続きでは求めません。
- 基本契約では、個別契約で別途締結するため請負代金額の締結は行いません。

- 契約交渉では、基本契約条件書・技術提案内容に基づき履行内容・履行期間・価格等の交渉を行います。
- 管理技術者・担当技術者・照査技術者は個別契約締結後、基本契約条件書に示す資格・経験を有する者を配置していただきます。